

小田原市監査委員公表第1号

令和3年1月27日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 鈴木 和宏

監査結果に基づき小田原市足柄財産区財産管理者が講じた措置の公表

令和2年10月28日付け監査第106号の監査結果に基づき小田原市足柄財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	南足柄市外二カ市町組合及び南足柄市外四カ市町組合に係る共有地については、速やかに調査し、所有財産を明確にすべきである。	南足柄市外二カ市町組合及び南足柄市外四カ市町組合に係る共有地については、南足柄市税務課に名寄帳（固定資産税）の請求をしましたが、南足柄市外二カ市町組合及び南足柄市外四カ市町組合に係る共有地については未整備の状況であることが判明しました。今後南足柄市の名寄帳（固定資産税）が整備され次第、所有財産を明確にするよう努めます。
2	財産区の設置目的である財産管理を適正に行う上で正確な財産台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理が不可欠なため、それらを的確に行うべきである。現状では、財産台帳は分収造林のための権原、地上権の記載に漏れ、誤謬があるなど正確性に欠けたものになっている。また、実測面積を把握している筆について	財産台帳の分収造林のための権原、地上権の記載の漏れ、誤謬などについては、正確に記載します。また、水源林長期施業受委託事業等により実測面積を把握している山林については、別に台帳を整備して管理します。今後は、正確な台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理に努めます。

掲示期限 令和3年2月10日

	<p>は、その面積についても財産台帳に記載するとともに、契約書、登記簿などの証憑、自ら管理する山林の施業の履歴などについても一体的に管理し、財産に関する情報の一覧性を確保すべきであるとする。</p>	
--	---	--

小田原市監査委員公表第2号

令和3年1月27日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 鈴木 和宏

監査結果に基づき小田原市大窪財産区財産管理者が講じた措置の公表

令和2年10月28日付け監査第107号の監査結果に基づき小田原市大窪財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	財産区の設置目的である財産管理を適正に行う上で正確な財産台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理が不可欠なため、それらを的確に行うべきである。財産台帳には県との分収契約期間のほか、実測面積を把握している筆がある場合には、その面積についても記載するとともに、契約書、登記簿などの証憑、自ら管理する山林の施業の履歴などについても一体的に管理し、財産に関する情報の一覧性を確保すべきであると考えている。	水源林長期施業受委託事業等により実測面積を把握している山林については、別に台帳を整備して管理します。今後は、正確な台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理に努めます。

掲示期限 令和3年2月10日

小田原市監査委員公表第3号

令和3年1月27日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 鈴木 和宏

監査結果に基づき小田原市早川財産区財産管理者が講じた措置の公表

令和2年10月28日付け監査第108号の監査結果に基づき小田原市早川財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	財産区の設置目的である財産管理を適正に行う上で正確な財産台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理が不可欠なため、それらを的確に行うべきである。財産台帳には県が分収している山林の筆及び期間を正確に表示するとともに、実測面積を把握している筆がある場合にはその面積についても記載するほか、契約書、登記簿などの証憑、自ら管理する山林の施業の履歴などについても一体的に管理し、財産に関する情報の一覧性を確保すべきであるとする。	財産台帳の県が分収している山林の筆及び期間については正確に記載します。また、水源林長期施業受委託事業等により実測面積を把握している山林については、別に台帳を整備して管理します。今後は、正確な台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理に努めます。

掲示期限 令和3年2月10日

小田原市監査委員公表第4号

令和3年1月27日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 鈴木 和宏

監査結果に基づき小田原市下府中財産区財産管理者が講じた措置の公表

令和2年10月28日付け監査第109号の監査結果に基づき小田原市下府中財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	財産区の設置目的である財産管理を適正に行う上で正確な財産台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理が不可欠なため、それらを的確に行うべきである。現状では、財産台帳は分収造林のための権原、地上権の記載に漏れ、誤謬があるなど正確性に欠けたものになっている。また、実測面積を把握している筆については、その面積についても財産台帳に記載するとともに、契約書、登記簿などの証憑、自ら管理する山林の施業の履歴などについても一体的に管理し、財産に関する情報の一覧性を確保すべきであるとする。	財産台帳の分収造林のための権原、地上権の記載の漏れ、誤謬などについては、正確に記載します。また、水源林長期施業受委託事業等により実測面積を把握している山林については、別に台帳を整備して管理します。今後は、正確な台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理に努めます。

掲示期限 令和3年2月10日

小田原市監査委員公表第5号

令和3年1月27日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 鈴木 和宏

監査結果に基づき小田原市桜井財産区財産管理者が講じた措置の公表

令和2年10月28日付け監査第110号の監査結果に基づき小田原市桜井財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	南足柄市外二カ市町組合、南足柄市外四カ市町組合および南足柄市外五カ市町組合に係る共有地については、速やかに調査し、所有財産を明確にすべきである。	南足柄市外二カ市町組合及び南足柄市外四カ市町組合に係る共有地については、南足柄市税務課に名寄帳（固定資産税）の請求をしましたが、南足柄市外二カ市町組合及び南足柄市外四カ市町組合については未整備の状況であり、南足柄市外五カ市町組合については整備中の状況であることが判明しました。今後南足柄市の名寄帳（固定資産税）が整備され次第、所有財産を明確にするよう努めます。
2	財産区の設置目的である財産管理を適正に行う上で正確な財産台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理が不可欠なため、それらを的確に行うべきである。現状では、財産台帳は分収造林のための権原、地上権の記載に漏れ、誤謬があ	財産台帳の分収造林のための権原、地上権の記載の漏れ、誤謬などについては、正確に記載します。また、水源林長期施業受委託事業等により実測面積を把握している山林については、別に台帳を整備して管理します。今後は、正確な

掲示期限 令和3年2月10日

<p>るなど正確性に欠けたものになっている。 また、実測面積を把握している筆については、その面積についても財産台帳に記載するとともに、契約書、登記簿などの証憑、自ら管理する山林の施業の履歴などについても一体的に管理し、財産に関する情報の一覧性を確保すべきであるとする。</p>	<p>台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理に努めます。</p>
--	--

小田原市監査委員公表第6号

令和3年1月27日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 鈴木 和宏

監査結果に基づき小田原市豊川財産区財産管理者が講じた措置の公表

令和2年10月28日付け監査第111号の監査結果に基づき小田原市豊川財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	南足柄市外四カ市町組合に係る共有地については、速やかに調査し、所有財産を明確にすべきである。	南足柄市外四カ市町組合に係る共有地については、南足柄市税務課に名寄帳（固定資産税）の請求をしましたが、南足柄市外四カ市町組合については未整備の状況であることが判明しました。今後南足柄市の名寄帳（固定資産税）が整備され次第、所有財産を明確にするよう努めます。
2	財産区の設置目的である財産管理を適正に行う上で正確な財産台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理が不可欠なため、それらを的確に行うべきである。現状では、財産台帳は分収造林のための権原、地上権の記載に漏れ、誤謬があるなど正確性に欠けたものになっている。また、実測面積を把握している筆については、その面積についても財産台帳に記載す	財産台帳の分収造林のための権原、地上権の記載の漏れ、誤謬などについては、正確に記載します。また、水源林長期施業受委託事業等により実測面積を把握している山林については、別に台帳を整備して管理します。今後は、正確な台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理に努めます。

掲示期限 令和3年2月10日

	<p>るとともに、契約書、登記簿などの証憑、自ら管理する山林の施業の履歴などについても一体的に管理し、財産に関する情報の一覧性を確保すべきであるとする。</p>	
--	--	--

小田原市監査委員公表第7号

令和3年1月27日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 鈴木 和宏

監査結果に基づき小田原市上府中財産区財産管理者が講じた措置の公表

令和2年10月28日付け監査第112号の監査結果に基づき小田原市上府中財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	財産区の設置目的である財産管理を適正に行う上で正確な財産台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理が不可欠なため、それらを的確に行うべきである。現状では、財産台帳は分収造林のための権原、地上権の記載に漏れ、誤謬があるなど正確性に欠けたものになっている。また、実測面積を把握している筆については、その面積についても財産台帳に記載するとともに、契約書、登記簿などの証憑、自ら管理する山林の施業の履歴などについても一体的に管理し、財産に関する情報の一覧性を確保すべきであるとする。	財産台帳の分収造林のための権原、地上権の記載の漏れ、誤謬などについては、正確に記載します。また、水源林長期施業受委託事業等により実測面積を把握している山林については、別に台帳を整備して管理します。今後は、正確な台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理に努めます。

掲示期限 令和3年2月10日

小田原市監査委員公表第8号

令和3年1月27日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 鈴木 和宏

監査結果に基づき小田原市酒匂財産区財産管理者が講じた措置の公表

令和2年10月28日付け監査第113号の監査結果に基づき小田原市酒匂財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	財産区の設置目的である財産管理を適正に行う上で正確な財産台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理が不可欠なため、それらを的確に行うべきである。財産台帳には県との分収契約期間のほか、実測面積を把握している筆がある場合には、その面積についても記載するとともに、契約書、登記簿などの証憑、自ら管理する山林の施業の履歴などについても一体的に管理し、財産に関する情報の一覧性を確保すべきであると考えている。	水源林長期施業受委託事業等により実測面積を把握している山林については、別に台帳を整備して管理します。今後は、正確な台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理に努めます。

掲示期限 令和3年2月10日

小田原市監査委員公表第9号

令和3年1月27日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 鈴木 和宏

監査結果に基づき小田原市片浦財産区財産管理者が講じた措置の公表

令和2年10月28日付け監査第114号の監査結果に基づき小田原市片浦財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	財産区の設置目的である財産管理を適正に行う上で正確な財産台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理が不可欠なため、それらを的確に行うべきである。現状では、財産台帳は管理の別に誤りがある、又はその別の根拠、面積を確保できない土地があるなど正確性に欠けたものになっている。また、実測面積を把握している筆については、その面積についても財産台帳に記載するとともに、契約書、登記簿などの証憑、自ら管理する山林の施業の履歴などについても一体的に管理し、財産に関する情報の一覧性を確保すべきであると考え。	管理の別に誤りがある、又はその別の根拠、目録を確保できない土地があるなどについては、確認の上財産台帳に正確に記載するよう努めます。また、水源林長期施業受委託事業等により実測面積を把握している山林については、別に台帳を整備して管理します。今後は、正確な台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理に努めます。

掲示期限 令和3年2月10日

小田原市監査委員公表第10号

令和3年1月27日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 鈴木 和宏

監査結果に基づき小田原市曾我財産区財産管理者が講じた措置の公表

令和2年10月28日付け監査第115号の監査結果に基づき小田原市曾我財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	南足柄市外二カ市町組合に係る共有地については、速やかに調査し、所有財産を明確にすべきである。	南足柄市外二カ市町組合に係る共有地については、南足柄市税務課に名寄帳（固定資産税）の請求をしましたが、南足柄市外二カ市町組合については未整備の状況であり、南足柄市外五カ市町組合については整備中の状況であることが判明しました。今後南足柄市の名寄帳（固定資産税）が整備され次第、所有財産を明確にするよう努めます。
2	財産区の設置目的である財産管理を適正に行う上で正確な財産台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理が不可欠なため、それらを的確に行うべきである。現状では、財産台帳は分収造林のための権原、地上権の記載に漏れ、誤謬があるなど正確性に欠けたものになっている。また、実測面積を把握している筆について	財産台帳の分収造林のための権原、地上権の記載の漏れ、誤謬などについては、正確に記載します。また、水源林長期施業受委託事業等により実測面積を把握している山林については、別に台帳を整備して管理します。今後は、正確な台帳の整備及び契約書、登記簿などの証憑の適正な管理に努めます。

掲示期限 令和3年2月10日

	<p>は、その面積についても財産台帳に記載するとともに、契約書、登記簿などの証憑、自ら管理する山林の施業の履歴などについても一体的に管理し、財産に関する情報の一覧性を確保すべきであるとする。</p>	
--	---	--